（岡山区検察庁副検事）同　岡本　正範
（同）同　神原　良治
（福岡区検察庁副検事）同　大平　治
（飯塚区検察庁副検事）同　増田　徹
（山形区検察庁副検事）同　井上　功
（津地方法務局長）法務事務官　梅本　泰宏
（佐賀地方法務局長）同　古門　照憲
（長崎地方法務局長）同　藤田　進
（鹿児島地方法務局長）同　稲吉　伸博
（最高検察庁事務局長）検察事務官　中澤　三男
（東京高等検察庁事務局長）同　永井　栄次
（東京地方検察庁事務局長）同　石口　純一
（横浜地方検察庁事務局長）同　冨永　康雄
（さいたま地方検察庁事務局長）同　岡村　稔
（千葉地方検察庁事務局長）同　加藤　優
（水戸地方検察庁事務局長）同　清水喜久夫
（宇都宮地方検察庁事務局長）同　鈴木　邦彦
（静岡地方検察庁事務局長）同　千島　三好
（大阪高等検察庁事務局長）同　小川　忠志
（神戸地方検察庁事務局長）同　杉澤　愼一
（名古屋高等検察庁事務局長）同　小林　亮
（名古屋地方検察庁事務局長）同　岩﨑　稔
（津地方検察庁事務局長）同　山腰　賢二
（福岡地方検察庁事務局長）同　梶原　文雄
（熊本地方検察庁事務局長）同　吉浦　英治
（仙台高等検察庁事務局長）同　木場　勝則
（福島地方検察庁事務局長）同　髙橋　利道
（盛岡地方検察庁事務局長）同　西塔　光雄
（札幌地方検察庁事務局長）同　椿　義規
（矯正研修所長）法務事務官　樫村　則行
（札幌矯正管区長）同　熊谷　竹生
（東京矯正管区長）同　阿部　政孝
（名古屋矯正管区長）同　有村　正広
（広島矯正管区長）同　伊藤　譲二
（札幌刑務所長）同　狩野　覚
（宮城刑務所長）同　浅野　広行
（山形刑務所長）同　大當　紀彦
（水戸刑務所長）同　川原　隆徳
（前橋刑務所長）同　川辺　邦裕
（市原刑務所長）同　川村　龍雄
（静岡刑務所長）同　真先　薫
（京都刑務所長）同　毛利　龍夫
（大阪刑務所長）同　岡西　正克
（山口刑務所長）同　堀野　邦孝
（高松刑務所長）同　木下　貴寿
（佐世保刑務所長）同　橋迫　重夫
（熊本刑務所長）同　浦﨑　加寛
（立川拘置所長）同　木下　好則
（京都拘置所長）同　飛田　栄司
（愛光女子学園長）法務教官　浅野　千明
（久里浜少年院長）同　中村　勝徳
（豊ケ岡学園長）同　岡崎　守雄
（京都医療少年院長）法務技官　土居　眞
（東京少年鑑別所長）同　水田　一彦
（新潟少年鑑別所長）同　山崎　裕
（高知少年鑑別所長）同　関本　憲章
（鹿児島保護観察所長）法務事務官　安田　健二
（那覇保護観察所長）同　當山　孝明
（札幌入国管理局長）入国審査官　小山　信幸
（高松入国管理局長）同　戈賀　光治
（入国者収容所西日本入国管理センター所長）法務事務官　徳成　武治
国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十六年三月三十一日限り定年退職（各通）
（東北地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　大場　準一
（関東地方更生保護委員会委員）同　水野　潔
（近畿地方更生保護委員会委員）同　西村　公雅
（中国地方更生保護委員会委員）同　松田　秀文
（九州地方更生保護委員会委員）同　小松　茂樹
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により平成二十六年三月三十一日限り退職（各通）
（釧路地方法務局長）法務事務官　岩渕　英喜
（秋田地方法務局長）同　髙橋　仁
（山形地方法務局長）同　伊藤　洋一
（東京法務局人権擁護部長）同　倉部　誠
（前橋地方法務局長）同　塩澤　隆
（さいたま地方法務局長）同　小鹿　愼
（千葉地方法務局長）同　加藤　三男
（長野地方法務局長）同　吉岡　欣三
（静岡地方法務局長）同　酒井　修
（岐阜地方法務局長）同　白井　正彦
（大阪法務局総務部長）同　中西　俊平
（京都地方法務局長）同　吉岡　慶治
（神戸地方法務局長）同　林田　雅隆
（奈良地方法務局長）同　檜垣　明美
（広島法務局長）同　大河原清人
（広島法務局民事行政部長）同　谷口　幸夫
（松江地方法務局長）同　松下　直祐
（高松法務局民事行政部長）同　横井　三男
（福岡法務局長）同　浅井　琢児
（熊本地方法務局長）同　祐名三佐男
（北九州医療刑務所長）法務技官　西川　博
（北海道地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　飯田　淑夫
（同）同　佐藤　公治
（関東地方更生保護委員会委員長）同　宍戸　基幸
（関東地方更生保護委員会委員）同　石阪　敏則
（同）同　村上　高信
（中部地方更生保護委員会委員長）同　丸山　晴夫
（近畿地方更生保護委員会委員長）同　鈴木　一光
（四国地方更生保護委員会委員）同　土居　正俊
（高知保護観察所長）法務事務官　廣野　勇治
辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）

○定年退官
神戸区検察庁副検事鳴海照比光は、検察庁法第二十二条の規定により三月三十一日限り定年退官

公安調査庁

（公安調査庁調査第一部公安調査管理官）法務事務官　佐藤　忠之
（盛岡公安調査事務所長）同　小林　又三
（関東公安調査局調査第二部長）同　宇田川武臣
（横浜公安調査事務所長）同　渡部　幹昭
（長野公安調査事務所長）同　土橋日出朝
（静岡公安調査事務所長）同　小林　輝雄
（中部公安調査局長）同　乙武　孝信
（中部公安調査局総務部長）同　佐久間　透
（近畿公安調査局調査第一部長）同　春原　信一
（京都公安調査事務所長）同　森田　薫
（四国公安調査局長）同　赤倉　俊光
（九州公安調査局調査第一部長）同　北奥　徹
（九州公安調査局調査第二部長）同　白石　正次
国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十六年三月三十一日限り定年退職（各通）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　坂井　眞樹
辞職を承認する（四月十五日）

官庁報告

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

京都労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業最低工賃（平成13年京都労働局最低工賃公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成26年４月18日

京都労働局長　森川　善樹

１　最低工賃件名　京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の件名を京都府丹後地区絹織物業最低工賃に変更する。

２　適用する家内労働者　京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市、与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

３　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者